

離婚届

令和 4 年 2 月 1 日 届出 (あて先)

福岡市〇△区 長

消せるボールペンで書かないでください。

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

住所を定めた
年 月 日
(記入の必要は
ありません。)

S H R 夫
S H R 妻

届書中
字加入
字消除

署名
福岡
太郎

署名
福岡
慶子

(1) 氏 名	夫 氏 福岡 太郎	妻 氏 福岡 慶子
生 年 月 日	昭和 平成 51 年 5 月 3 日	昭和 平成 54 年 7 月 9 日
住 所 (住民登録をして いるところ)	福岡市中央区天神一丁目 8 番地 1-101 号 (方書き…アパートやマンション等の建物の名称) 〇〇アパート	福岡市東区箱崎2丁目 54 番地 1-101 号 (方書き)
本 籍	福岡市南区塩原三丁目 25 番地	
(2) 外国人のときは 国籍だけを書いて ください。	筆頭者の氏名 福岡 太郎	
父母及び養父母 の氏名 父母との続き柄	夫の父 山川 一朗 母 福岡 百合子	続き柄 長男 妻の父 博多 正治 母 優子 続き柄 二女
(右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いて ください。)	養父 福岡 和夫 養母	続き柄 養子 養母 養女
(3) 離婚の種別	☒ 協議離婚 令和 年 月 日成立 ☐ 調停 令和 年 月 日成立 ☐ 審判 令和 年 月 日成立 ☐ 和解 令和 年 月 日成立 ☐ 請求の認諾 令和 年 月 日成立 ☐ 判決 令和 年 月 日成立	
婚姻前の氏に もどる者の本籍	☐ 夫 は ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 妻 は ☒ 新しい戸籍をつくる 右側の記入例をご確認ください。	
未成年の子の 氏 名	夫が親権 を行う子 福岡 春樹	妻が親権 を行う子 福岡 夏子
(6) 同居の期間	昭和・令和 26 年 4 月 から 昭和・令和 3 年 12 月 まで (同居を始めたとき)	昭和・令和 平成 (別居したとき)
(7) 別居する前の 住 所	☒ (夫) の住所と同じ 番地 号 (方書き…建物の名称)	
(9) 別居する前の世帯 のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☒ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年 令和7年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
(10) 夫 妻 の 職 業	夫の職業	妻の職業
その他	☐ 新・復する戸籍確認済 ☐ 新本籍は街区符号である	
届出人署名 (※押印は任意)	夫 福岡 太郎 印	妻 福岡 慶子 印
事件簿 番 号	連絡先 電話 (090) 1234 - 5678 (妻) 自宅・携帯・勤務先・その他 ()	

記入の注意

【お願い】戸籍届出の際に窓口にお越しの方の本人確認を行いますので、運転免許証やパスポートなど本人が確認できるものをお持ちください。

- ◎鉛筆や消えやすい(消える)インクで書かないでください。 ◎文字は、略さず正確に書いてください。
- ◎この届書を本籍地でない市区町村役場に提出するときは、「戸籍謄本」または「戸籍全部事項証明書」が必要ですから、あらかじめ用意してください。ただし、本籍が福岡市内の方が、福岡市の区役所・出張所に提出する場合には必要ありません。
- ◎届書は福岡市の区役所・出張所に提出する場合は1通で結構です。
- ◎そのほかに必要なもの ・調停離婚のとき→調停証書の謄本 ・審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
・和解離婚のとき→和解調書の謄本 ・判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書
・認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
- ◎外国人の方の届出については、必要書類等を提出される市区町村役場にあらかじめお尋ねください。
- ◎協議離婚の場合、成年者2名の証人が必要です。父母、その他の親族の方でも結構です。

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名 (※押印は任意)	福岡 和夫 印	西 三 郎 印
生年月日	明治 昭和 大正 平成 25 年 8 月 10 日	明治 昭和 大正 平成 元年 1 月 8 日
住 所	福岡市城南区鳥飼六丁目 1 番地 1 号 (方書き…アパートやマンション等の建物の名称) △△マンション	福岡市博多区博多駅前 二丁目 9 番地 3-201号 (方書き)
本 籍	熊本県八代市松江城町 1 番地 25	福岡市東区箱崎二丁目 54 番地

署名は必ず本人が
自署してください。

- ◎□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- ◎実父母の氏名を書いてください。◎養子縁組をしている場合は、養父母の氏名を書いてください。

①婚姻前の氏にもどり、婚姻前の戸籍に復籍する。
※「もとの戸籍(婚姻前の戸籍)が、除籍の場合は、「新しい戸籍をつくる」ことになります。

婚姻前の氏に もどる者の本籍	☒ 夫 は ☒ もとの戸籍にもどる ☒ 妻 は ☐ 新しい戸籍をつくる
福岡市早良区百道二丁目1 番地	(よみかた) はかた まさじ 筆頭者の氏名 博多 正治

②婚姻前の氏にもどり、新しい戸籍をつくる。

婚姻前の氏に もどる者の本籍	☒ 夫 は ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 妻 は ☒ 新しい戸籍をつくる
福岡市東区箱崎二丁目54 番地	(よみかた) はかた けいこ 筆頭者の氏名 博多 慶子

③婚姻中の氏を称し、新戸籍を編製する。
※婚姻前の氏にもどらない場合は、離婚届とともに「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出してください。

婚姻前の氏に もどる者の本籍	☐ 夫 は ☐ もとの戸籍にもどる ☐ 妻 は ☐ 新しい戸籍をつくる
何も記入しないでください。	

◎届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づき厚生労働省所管)にも用いられます。

◎署名は婚姻中の氏名で必ず

◎平日の昼間(役場の執務時間)に

必ず A3 サイズでプリントアウト

戸籍届について

- ・変わる方は、別に住民異動届(転入届・転居届・世帯変更届など)の手続きが必要となります。
- ◎市外からの転入の場合は、旧住所地の市区・町村役場から「転出証明書」を取り寄せて新住所地の区役所・出張所で転入届をしてください。
- ◎福岡市内間の異動は、新住所地の区役所・出張所だけで届出ができます。(転出証明書は必要ありません。)